

新庁舎等建設特別委員会会議録

- 1 日 時 令和5年1月11日（水曜日）
午後1時00分～午後2時33分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 秋 枝 秀 稔 委 員 長 三 好 睦 子 副委員長
 荒 山 光 広 委 員 山 中 佳 子 委 員
 高 木 法 生 委 員 岡 山 隆 委 員
 猶 野 智 和 委 員 坪 井 康 男 委 員
 杉 山 武 志 委 員 村 田 弘 司 委 員
 藤 井 敏 通 委 員 岡 村 隆 委 員
 田 原 義 寛 委 員 山 下 安 憲 委 員
 石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員
 竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員
 石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 西 山 聖 子 議 会 事 務 局 副 主 幹
 阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 主 査
- 7 説明のため出席した者の職氏名
 波 佐 間 敏 副 市 長 藤 澤 和 昭 総 務 企 画 部 長
 中 嶋 一 彦 総 務 企 画 部 次 長 落 合 浩 志 庁 舎 整 備 推 進 室 長
 早 田 忍 美 東 総 合 支 所 長 福 田 泰 嗣 秋 芳 総 合 支 所 長
 中 島 高 輝 庁 舎 整 備 推 進 室 主 査
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午後1時00分開会

○委員長（秋枝秀稔君） ただいまから、新庁舎等建設特別委員会を開会いたします。

それでは、早速、本日の調査事項の1につきまして、本庁舎整備事業についてを議題といたします。議長、どうぞ。

○議長（竹岡昌治君） 委員長のお許しいただきましたので、一言ほどお願いを申し上げたいと思います。

本日の特別委員会に提出いたします資料につきまして、誠に勝手ながら、先日執行部と協議させていただきました。委員会前に協議するというは初めてなんですが、今後、十分議会に対しても説明をするようにということで、話し合いをしております。

そこで、お願いでございますけど、総務企業委員会が、ぜひ継続審査になっております案件につきましても、本日の委員会で十分議論していただいて、議論が後に戻るんじゃなくして、議会は議会として議決後のことについて審査いただきたいと思っておりますし、そのことについて、今日、十分本委員会において質疑等させていただいて、執行部は丁寧に説明していただき、その上で、総務企業委員会の審査事項について、下地をつくっていただきたいとこのように思っております。よろしく願い申し上げます。

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、執行部からの説明を求めます。中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） それでは、次第1 新本庁舎整備事業についてを御説明いたします。

まず、これまでの経緯や事業費等の御説明をさせていただきます。

ただいま送信いたしました資料1を御覧ください。

こちらは、美祢市新本庁舎建設工事に係る事業費の経緯でございます。基本計画策定時から現在に至るまでの事業費の変遷であります。

まず、令和元年9月に策定した基本計画時点では、概算の事業費といたしまして、新本庁舎新築工事費を32億7,000万円と試算いたしました。

第一別館については、基本計画策定時点においても改修して利用することとしておりましたことから、その改修工事費用を2億9,000万円と試算し、全体概算事業費を42億4,000万円と想定をいたしました。

その後、基本設計において本庁舎面積の縮小を図り、令和3年6月定例会では、

新本庁舎建設工事の補正予算を25億1,764万円で可決、同年11月臨時会では、建設工事の請負契約を22億1,100万円で可決、令和4年3月定例会では、請負契約に併せて補正予算の減額を行っておりますけれども、令和4年9月定例会に、新本庁舎建設工事及び第一別館改修工事費——工事等の継続費の変更に伴い、補正予算の議案を提出、御議決いただきまして、さきの12月定例会におきまして、第一別館改修の工事請負契約の御議決をいただいております。

また、新本庁舎整備事業費を盛り込んだ新市基本計画の財政計画についても、12月定例会において御議決いただいたところでありまして、お示しをしております右側赤い点線より、右の新本庁舎建設工事の請負契約の一部を変更することについては、現在、継続審査となっております。

以上が、美祢市新本庁舎建設工事に係る事業費の経緯でございます。

続きまして、新本庁舎の規模、構造等の経緯を御説明いたします。

先ほどの資料1では、事業費の変遷を御説明いたしましたけれども、規模や構造については、こちらの資料で御説明させていただきたいと思っております。

まず、左の基本設計時には——申し訳ありません、基本計画時には、面積6,790平米、階層4階または5階、構造、鉄筋コンクリート造または鉄骨造の免震構造で検討しておりました。

その後、本庁舎面積の縮小を図りまして、令和2年11月に基本設計書を作成し、翌月の12月に公表いたしました。

市民説明会を開催し、パブリックコメントを実施、この特別委員会においても、同年12月に説明を行っております。

各方面から寄せられた意見を基に、有識者で構成しておりましたアドバイザー会議でも精査を行いまして、令和3年の7月に実施設計書を作成しております。

その結果、実施設計書では面積を4,570平米、階層を3階、構造を鉄骨造の耐震構造とし、その設計書を基に、現在、建設工事を施工している状況でございます。

続きまして、別館の用途についてでございますけれども、基本計画時において、第一別館は新耐震基準であるため改修して利用、また、旧耐震基準である第二別館及び第三別館は解体することで計画しておりました。

しかしながら、本市の人口推計やライフサイクルマネジメントを考慮した結果、本庁舎については、面積を縮小、また、別館等既存施設については、引き続き利用

することといたしました。そのうちの第二別館につきましては、倉庫として利用することとなりました。

なお、新庁舎における別館の配置部署については、資料の下段に記載しております。

続きまして、総事業費について御説明いたします。

ただいま送信いたしましたのは、新本庁舎整備事業における現在の総事業費の内訳でございます。

大きく分けて、工事、業務及び備品で分類し、類似した項目については、統合して記載した欄もございますので、御留意いただきたいと思います。

事業費の合計額は、灰色で着色した部分になりまして42億3,138万1,000円となります。

また、合計の下欄に灰色で記載しておりますのは財政計画額でございますが、財政計画額は、令和3年度からの事業費を対象としておりますので、財政計画と比較いたしますと、各年度の金額は変動いたしますけれども、現時点では、同額の40億4,699万1,000円として見込んでおります。

以上が、これまでの経緯や事業費等に関する説明でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） 続きまして、建設工事における物価上昇の影響についてでございます。

ただいま送信いたしました資料4建設工事における物価上昇の影響についてを御覧ください。

先ほど、中嶋次長より美祢市新本庁舎整備事業における総事業費について御説明をしたところでありますが、委員の皆様方も御存じのとおり、昨今の燃料及び資源価格の高騰や円安による輸入コストの増加などにより、建設工事におきましても影響が生じておるところでございます。

このグラフは、一般財団法人建設物価調査会が取りまとめられましたものでありまして、左側のグラフが建設資材物価指数、右側のグラフが建設費指数を表しております。

建設資材物価指数につきましては、建設資材の各品目ごとのデータを総合的に指数化したもの、また、建設費指数につきましては、鉄骨造の事務所の標準的な建物

を想定し、指数化したものとなっております。

両グラフとも2011年平均を基準値、つまり100と設定しております、美祢市新本庁舎建設工事の積算基準日であります2021年7月から最新のデータであります2022年11月までの指数の推移を示しております。

まず、左側の建設資材物価指数でございますが、オレンジ色の線が建築部門を示しております、16か月間で23%上昇しております。

次に、右側の建設費指数でございますが、赤色の線が建築工事を示しております16か月間で17.7%の上昇、また、オレンジ色の線は設備工事、新本庁舎建設工事では、電気設備工事や機械設備工事がこれに該当しますが、同じく16か月間で4.4%の上昇となっております。

先ほど御説明しましたとおり、両指数ともに、あくまで標準的なものを想定した数値でありますので、必ずしも本市の新本庁舎整備事業が、このグラフのとおりに移しているわけではございませんが、建設工事の一般的な傾向としてお示しをさせていただきますいております。

これらのことから、市としましては、先ほど御説明させていただいた美祢市新本庁舎整備事業における総事業費につきまして、できる限り増額を抑える方向で努力したいとは考えておりますが、状況によりましては、総事業費の上方修正が必要になる可能性もあると考えております。

続きまして、令和4年12月7日と12月12日開催の新庁舎等建設特別委員会におきまして、委員の皆様方より御指摘いただいたオイルタンク基礎及び雨水排水を外溝一期工事ではなく、建築工事及び機械設備工事の設計を変更して実施した理由につきまして、明確な御説明ができておりませんでしたので、改めて御説明させていただきます。

まず先に、当初計画における外構一期工事の概要につきまして御説明いたします。

ただいま送信しました資料6の平面図が、当初計画の外構一期工事の概要でございます。

新本庁舎の外周並びに第1別館の南面を水色で表示しておりますが、こちらが外構一期工事の施工範囲でございます。

主な工事内容としましては、左下の工事概要の表にお示ししているとおりでございますが、図中のオレンジ色で示しております部分がオイルタンク基礎、赤色の線

で示しております部分が雨水排水でございまして、いずれも新本庁舎の外周部に位置することから、現時点におきましては、仮設足場の下であることがお分かりいただけると思います。

なお、工事概要の表に示しておりますとおり、駐車場及び駐輪場1、2につきましては、利便性確保の観点から、当初より鉄骨造の屋根を設けることとしておりまして、その工事費が外構一期工事全体の工事費に占める割合が高いことから、建築一式工事として市内事業者への発注を予定しております。

続きまして、ただいま送信しました資料5 オイルタンク基礎及び雨水排水を外構一期工事ではなく、建築工事及び機械設備工事の設計を変更して実施した理由を御覧ください。

まず1として、この2つの項目の共通項目について、順を追って御説明いたします。読み上げさせていただきます。

(1) オイルタンク基礎、雨水排水ともに、建築工事の足場が設置される部分の地下に施工する工事内容である。(2) 当初計画では、オイルタンク基礎、雨水排水ともに、建築工事の足場撤去後に別途発注予定である外構一期工事で施工する予定であった。(3) オイルタンク基礎、雨水排水ともに、新庁舎の完成までに施工が完了していないと、市の引取り前に受検する必要がある法定検査、これは建築主事検査該当しますが、これに合格することができない。(4) 地盤の関係で、建築工事の工期が令和5年8月末まで延伸する見込みとなったことに伴いまして、足場撤去が始まるのは令和5年6月以降となる。(5) 足場撤去後に外構一期工事に着手し、オイルタンク基礎及び雨水排水の施工を行うのでは、スケジュール的に法定検査に間に合わないことが判明した。(6) 足場の設置を行うまでに、オイルタンク基礎及び雨水排水を施工する必要性が生じた。(7) オイルタンク基礎、雨水排水ともに、別途発注することは可能であったが、新庁舎の工事現場では、建築、電気設備、機械設備の各共同企業体が狭い施工エリアの中で施工を進めるために、日々の工程調整などを行い、何とか円滑に工事を進めている状況であり、さらに2つの事業者を加えて円滑な施工を進めるのは困難と判断した、ということでございます。

続きまして、2としてオイルタンク基礎についてでございます。

(1) 電気設備工事において設置する非常用発電用のオイルタンクの基礎部分を築造するものがオイルタンク基礎でございます。(2) 築造のための掘削深さは約

3メートル程度必要。(3) 足場撤去後にオイルタンク基礎の施工に伴う掘削を行うには、新たに山留めの施工が必要となる。(4) 外構一期工事での施工ではなく、建築工事における山留めや、基礎工事と同時にオイルタンク基礎を施工することがコスト及びスケジュール的に最も合理的と判断し、建築工事を設計変更して実施した。(5) オイルタンク基礎については、当初より建築工事に含めて発注することが本来であれば望ましかった、ということでございます。

続きまして、3番の雨水排水管の布設についてでございます。

(1) として、建築工事において設置する新庁舎の縦どいからの雨水を集排水するため新庁舎外周部、いわゆる犬走りの部分に集水桝——集水桝や雨水排水管などを埋設するものが、この雨水排水工事でございます。(2) 外構一期工事での施工ではなく、機械設備工事における污水管や水道管の布設と同時に雨水排水を施工することが、コスト及びスケジュール的に最も合理的と判断し、機械設備工事を設計変更して実施した。(3) としまして、雨水排水につきましては、当初より機械設備工事に含めて発注することが望ましかった、ということでございます。

一番下に書いてございます外構一期工事の概要につきましては、先ほど述べさせていただいたので割愛させていただきます。

説明は以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、御質疑などございませんか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） ただいま資料1から5によって、この新築工事に係る事実関係についてはきちんと説明され、それについては何の異論も反論もありません。そのまま受け止めます。

しかし、昨年6月、それから9月、12月定例議会の際の特別委員会で議論されたことに対しては、何ら御回答がありません。

それは既に、執行部の皆さんには御案内のことと思いますが、要すれば、実施設計のときに予見されたであろう溶食洞の存在、さらなる存在、それについて、何ら手を打たずに工事開始後、建築業者のボーリング調査によって次々と溶食洞が見つかり、その結果、3億円金額が増加し、かつ、工期が5か月延伸したと。この点について、何の説明も釈明もありません。

したがって、私は、これだけではね、次の総務企業委員会でもよく分かりました

と、契約変更を賛成いたしますと、こういうわけにはいきません。

で、もう1回ですね、私、これまでの議論をまとめてきました。簡単に読み上げさせていただきます。

執行部、並びに、東畑——これ建築事務所が本当ですね、設計事務所ですか、どっちですか。（発言する者あり）じゃあ、建築事務所と言います。

執行部及び東畑建築事務所が、後に建築業者によって発見された溶食洞について、実施設計時にどのような予見、認識を有していたのか、これを明らかにする必要がありますと、ここがポイントです。

(1) 実施設計のプロセスにおいて、東畑建築事務所と執行部は協議を重ねてきた。(2) 実施設計の完了、つまり、実施設計の成果物たる実施設計図書の正式の引渡しの際に、丸1日かけて説明、質疑、協議等の検討がなされ、執行部は、実施設計の完了、合格を確定しました。

これ、いずれも私、会議録あるものは会議録、ないものはビデオテープで再現しています。(3) しかし、そのいずれの協議、質疑、検討等において、その内容を示す文書、記録等は存在しないと、このようにおっしゃってます。(4) 記録文書を残さなかった理由は、行政の実務において設計の不合格の場合は、その理由を文書で残すが、合格の場合は記録に残さないと、こういう御説明でした。(5) しかし、今回の実施設計は、後に予見できない特別な事情が生じたことにより、約3億円の工事費用の増加となっており、通常的设计図書の合格とは同一視することはできないと、このように私は考えます。

大きな2番目です。

執行部は、予見できない特別な事情の発生により、工事費用約3億円の増額に係る変更契約の承認を議会に求めていらっしゃいます。

予見できない特別な事情が本当に生じたのかを判断する上で、極めて有効で最も直接的な資料が存在しないと、先ほど申し上げたように。議会に提出し、説明ができないと、このような状況であります。

これについて反論があったら、後、ぜひお願いいたします。私は、このように会議録からこのように認識しました。

もう一遍言いますよ、この大きな2番目。

執行部は予見できない特別な事情の発生により、工事費用約3億円の増額に係る

変更契約の承認を議会に求めているが、予見できない特別な事情が本当に生じたのかを判断する上で、極めて有効で最も直接的な資料が存在せず、議会に提出し、説明ができない状況であります。

大きな3番目、結局、基本実施設計における公共工事の経済的合理性、つまり、東畑建築事務所にもうこれ以上のボーリング調査をさせず、これにより、工事予定価格を低く設定したことを正当化する理由として、入札後、建築業者によって発見された新たな溶食洞を予見できなかった特別な事情としたもので、当初から、設計事務所、執行部はある程度予見できた、あるいは不安感、危惧感は十分にあったのではないかと私は考えています。

大きい4番目、令和4年6月24日開催の新庁舎等建設特別委員会の中で、藤井委員並びに竹岡議長の質問に対して、藤澤総務企画部長は次のように答弁されています。これも今、ここで会議録を持って来てます。これまで会議録ができてますんで、これを読み上げます。会議録です。

まず、基本設計や実施設計のところで、不明というようなまま、そのままよいのかということですが、確かに、その課題としてそこを出しておりますので、これは実際には工事施工段階において、現実、現場とともに解決していくものとして、先送りされた案件であることは否めません——先送りされた案件であることは否めません。今、会議録読んでますよ。

実際に工事の中で、それぞれの地質等を測りながら安全対策を行ったというのは事実でありますと、このように言っておられます。会議録読みました。

今の藤澤部長の話を、もう少しかみ砕いて分解しています。

先送りされた案件というのは、どういうことでしょうかということ。先送りとは、辞書を引きますと、判断、処理をその時点ではせず先に延ばすこと、とあります。で、この前のその時点とは何かって、実施設計のときです。

次、設計事務所の判断とは、18か所以外に溶食洞が存在し、オールケーシング工法をほかにも採用せざるを得ないことの可能性を認識していたが——可能性を認識していたが、設計事務所の処理としては、16か所以上のボーリング調査をしなかったことを表現したものと解釈されます。

(3) つまり、今回の工事費用額の原因——増額の原因が、実施設計時に予見できない特別な事情が入札後の建築工事中に生じたものではなく、実施設計時に既に

判明した溶食洞以外にも、ほかにも存在する可能性を認識していたにもかかわらず、ボーリング調査という処理を先送り、延期したものであると。(4) 予見できない特別な事情は存在しないということ、執行部は事実上認めたものと解釈されます。反論があったら後で言ってください。(5) 工事費用増額の理由が予見できない特別な事由に、事情によるものでない以上、議会としては、あるいは私としては、工事費の増額に係る変更契約を承認することは、原則としてできないことだと私は考えます。

しかしながら、既に工事は終了し、工事業者への増額分の代金の支払いが、現在なされていない点を考慮する必要があると思っています。議会としては、現実的状況を踏まえて判断する必要があると、私は考えています。

で、このことを、実は、もうここに御出席の執行部の皆さん方とは、もう去年の6月、9月、12月、散々ばらいろんな議論しました。それはそれで結構です。

問題は、篠田市長がどのような考えなのか。それを、私は確認しないとこの問題は議決できないと、このように考えております。

以上です。反論があったりしてください。

○委員長(秋枝秀稔君) 波佐間副市長。

○副市長(波佐間 敏君) ただいま坪井委員のほうからの御質問でありますボーリング調査の関係でございますけれど、溶食洞に係るボーリング調査につきましては、前回12月に打合せ記録として提出しております中にありますが、12月、私もちょっと説明したところもありますけれど、2020年の10月27日の打合せ記録の中に、東畑設計事務所との追加地質調査仕様書についての協議記録がありますけれど、柱直下全数35か所の追加調査ではないが、10か所の追加調査でより正確な地質状況の確認はでき、杭の設計の精度を高めることはできると考え——高めることは可能と考えていると。

ただし、杭施工時のリスクが完全になるわけではないことを御理解いただきたいと。完全になくなるわけではないことを御理解いただきたいと、いうことの協議記録があります。

施行時に溶食洞の予見ができたか、溶食洞の影響が施工時に出てくる可能性がゼロではないということ、東畑事務所も認識はしてるっていうふうに思いますけれど、その前段であります10か所の追加調査で、より正確な地質状況の確認ができ、杭の

設計の精度を高めることができ——高めることは可能であるという説明に基づき、発注者側の美祢市としては、東畑設計事務所に10か所の追加調査により、ボーリング調査は行っていただくように確認をしたというところです。

以前、執行部側の説明の中でもありましたし、委員のほうからも——議会の委員のほうからもお言葉がありましたけれど、発注者側である美祢市と受注者側である東畑建築事務所とが設計委託をする場合に、どう——どの程度の内容の設計を委託するかというのは、入札時の仕様書等にありますが、その後のこういう打合せ記録によって随時変更してくると思いますけれど、従前の説明の中でありましたように、いわゆる、過度な設計を依頼するということは、発注者側としてもないということをお理解いただきたいと思います。

適切な発注といいますか、委員の思いからすれば、適切になってという言葉にまた反論があるかもしれませんが、適切と言え、全てのボーリングを行って溶食洞を確認すべきじゃないかっていうのが適切というふうに考えられるかもしれませんが、いわゆる補助対象事業とか、この場合は——本庁舎の場合は起債事業ですけど、この設計——実施設計の委託料の費用も、いわゆるそういう起債の対象事業になり、後年度交付税の対象にもなるわけですので、いわゆる会計検査の対象になります。

そういう中において、適切・適度な設計委託は、どの程度なのかっていうことを鑑みながら、全ての杭打ちに関わるボーリング調査を行うということは、常識的にいえますか——行政側の常識になるかもしれませんが、会計検査にかなう判断とすれば六十数本の全ての杭打ち工事に先行するオールケーシングをするためのボーリング調査を全て行うということは、起債事業——いわゆる起債の対象とはならない。簡単に言えば、それは単独で行ってくださいよっていう事業にならざるを得ないというふうに考えます。

前回の東畑の出席していただいた席上でも、東畑設計事務所——建築事務所からすれば、この10か所の追加調査によりボーリング調査を行うことは——が、通常の設計であり——あるということ考えていらっしやいましたし、そういう考えのもとで合意をし、追加調査を行ったということでもあります。

それに基づいて、成果報告書を後日、実施設計書としていただいたということでもあります。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今回の御答弁も、さっき申し上げたように、去年の6月、9月、12月の答弁の域を出てないんですよ。だから、私は同じことを聞くつもりはありません。

今、そうすると1つ、東畑建築事務所さんが、実施設計のときに不安が残るよと言ってるじゃないですか。それを、実施設計の図書を受け取る際に、丸1日かけて議論したとおっしゃってますよ。その不安についてどのようなことがあったのかって、議論がなされたのかって、それを聞いてもそんな記録ありませんっていうことですよ。

それと、もうこれは、藤澤部長に聞きます。あなたのこの答弁は、事実と反するっていうことですか。先送りされた案件だと。だから、これについて、あなた自身の釈明を求めます。これ、うそですか。

○委員長（秋枝秀稔君） 藤澤部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 私の発言についてであります。10月11日の新庁舎建設特別委員会において、東畑建築事務所へ出席をいただき、その中で専門的な説明をさせていただいてると思います。読み上げます。

東畑——坪井議員——委員の御質問に対して、東畑建築事務所が、実施設計では杭の長さを決定していかないといけないということで、その基本設計で得られた実質調査、このときも、地質業者の専門の知見も入れながら、この場所の地形図も見渡しながらかつて決めていくんですけども。ただ数というのは、やはり最終的には杭本数全てにやれば、もう、まず確定するだろうというのは、当然、執行部とも協議したところである。

ただ、本数を全てやるっていうことと、あと、この地盤の知見も踏まえて、どれだけ合理的に本数を減らせるか、これは、当然地質費用というものもかなり大きくなりますし、その辺は、コストも見ながら——ただコストだけで優先したわけではございません。地盤の状況も、基本設計から連続で始めている中で、この本数を増やしていかなければ、何とか杭の長さを決められたらという、そういう判断は、当然協議をしながら決定しましたので、そのプロセスについては、段階的に数を増やしながら、詳細を把握しながらということで決定したと。

つまり、溶食洞の存在は確認しておりますが、そのあと何本打つかというところについては、当時の——これまた、その委員会で東畑事務所が申しておりますが、学術的な論文等も取り寄せ調査した結果、判断したということでもありますので、当時、この問題については、協議の中でお互い合意した案件であると考えております。以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 藤澤部長ね、私が質問したのはね、6月24日のあなたの発言ですよ。でも、あなたはもう9月の全然関係ないところを答弁される。だから、関係ないところ答弁されたんで、それについて言いますとね。結局、あのときの私の質問に対して、あれ——何とか部長さんですよ。今おっしゃったようなことを答えられました。その中に、間違いなくボーリング調査の数を減らすという表現があります。

でね、実施設計では10本おやりになってるんですよ。それ以前にもう6本やってあるから16本、さらに、その前を入れれば18か、19か所ボーリング調査してあるんですよ。

で、あの時の東畑の部長さんがおっしゃったのは、何本から何本に減らすという意味ですか、教えてください。

○委員長（秋枝秀稔君） 荒山委員。

○委員（荒山光広君） 今日の特別委員会、冒頭に議長がおっしゃられましたように、後戻りせずに今後のことについてしっかり協議——審議してくれということでした。

今聞いていますと、どうも後戻りしているようでございます。もうこの問題は、既に各特別委員会において、るる説明がされ、段階的に進んできたことだろうと思います。これを、いつまでやっても執行部の答弁も変わらないと思いますし、平行線が続くと思います。ぜひ、前向きな会議になるように、委員長の取り計らいよろしくをお願いします。

○委員長（秋枝秀稔君） 坪井委員、どうぞ。

○委員（坪井康男君） 荒山委員さん、人が発言してる時にそんなことないでしょう。あなた、違います。私が今発言して答弁がされようとしてた。それをあなた、さえぎられた。それでいいんですか。おかしいんじゃないですか。何を言いますか。

さっきの答弁、答えてください。あのね、人が質問してる、あとね、答弁しようとしてるのに、何でそういう邪魔されるんですか。議長、どうですか、こんな発言、許されるんですか。

○委員長（秋枝秀稔君） 暫時休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後2時00分再開

○委員長（秋枝秀稔君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

執行部から。はい、藤澤部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 先ほどの坪井委員からの御質問にありました、私の先送りという発言に対して、言葉についてであります。当時、調査を全数調査をしていないというところは、全てのところをしないということは、掘削工事のリスクを完全に払拭——なくなるということではないということ認識しており、それで設計を了としております。そこが先送りというところであります。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） 先ほどの坪井委員の御質問、並びに藤澤部長の答弁に関連したことでございますが、私ども執行部のほうで従前から説明をしておりますように、基本設計におきまして、ボーリング調査を6か所、実施設計におきまして10か所、合わせて16か所のボーリング調査、このデータを基に——申し訳ございません。最初の調査、基本設計の6か所でございますが、このうちの3か所において溶食洞が確認された。つきましては、溶食洞の範囲を明確にして施工を進めなければということで実施設計において10か所のボーリング調査を行った。そして、合わせて16か所のボーリング調査結果から、溶食洞の分布がこの範囲であろうという想定で、当初設計では18か所のオールケーシングの施工を設計に含めたところがございます。

しかしながら、基本設計におきまして、東畑建築事務所との協議書にもありましたとおり、全箇所やらなければ全てのリスクがなくなるわけではないよという協議をもちろん交わしております。

しかしながら、美祢市の新本庁舎の面積規模から申しますと、通常、設計におき

まして実施するボーリング調査は、4本から7本が妥当とされるところでございますが、それ以上の調査、ボーリングを行った。そして、できる限りの溶食洞の範囲を限定したということで、確かに100%の実施設計ではなかったかもしれませんが、これ以降につきましては1か所ずつ潰していき、その調査結果から、発注者、受注者、設計事務所を含めて検討を行いまして、1本でも少なく、経費を少なく収めるために、そのように進めていったということでございます。

結果として、最悪のケースとなりまして、全箇所オールケーシングということになりましたけれども、そのような経緯で進めていったのだということだけ申し添えさせていただきます。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今の説明よく分かりました。

私がね、何でこだわったかっていうとね、6月、9月、12月でも、要するに、工事を進める段階で予想外の事態が発生したと。私は地下の遺跡とかね、不発弾だとか、そういう言葉も申し上げていますよ、印象に残ってると思います。そういうものと訳が違うでしょうって。だから、どの程度か範囲は予見できなかったけど、溶食洞があるやもしれんということは分かってたでしょうって。だから、その点は、私はあえて、予見可能であったと。

だけどねって、全部実施設計の段階で、67か所全部ボーリング調査をするのは、非現実的だから、18か所のオールケーシングでいくと。それまでで、あとは、工事段階でつぶさに逐一調べてやるよと、こういうふうにおっしゃればね、私もここまで言わなかったです。あくまでも予見できなかったことが突然ぼこっと起きたから工事段階で、という意味でございまして、私はこれ以上、この件はもう質問やめま

す。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めまして、質疑を終わります。

続きまして、本日の調査事項2になりますが、各総合支所整備事業についてを議題といたします。執行部から説明を求めます。早田美東総合支所長。

○美東総合支所長（早田 忍君） 今配付しました資料に基づき、説明のほうさせていただきます。

まず最初に、美東総合支所の進捗について――

○委員長（秋枝秀稔君） もう1回、送ってください。

○美東総合支所長（早田 忍君） すみません。

○委員長（秋枝秀稔君） どうぞ。

○美東総合支所長（早田 忍君） それでは、配付した資料により、説明をさせていただきます。

最初に、整備の目的についてでございます。

本施設は、現在の美東保健福祉センターを改修し、必要な機能を増築することとしており、総合支所、公民館、図書館を複合化し、保健福祉や防災、さらに子ども・子育て機能を備える美東地域のコミュニティの拠点として整備することとなります。

また、基本計画では、新たな拠点が備えるべき4つの要素を位置づけており、基本設計においては、この4つの要素を実現する具体的な建築の姿を描き、実施設計で具現化しているところであります。

次に、整備の概要についてです。

建設場所は、美祢市美東町大田6,141番地、現在の美東保健福祉センター敷地になります。敷地面積は8,912.12平方メートル、建物の延べ床面積は、改修部863.9平方メートル、増築部分868.18平方メートル、合計で1,732.08平方メートルとなっています。

また、構造は平屋建て、改修部は鉄骨造り、増築部は鉄筋コンクリート造り、木造となっています。

次に、令和4年度までの進捗について、説明をさせていただきます。

令和2年度に基本計画・基本設計が完成し、実施設計の着手まで時間があつたことから、令和3年度から新たな総合支所の利用や総合支所の関わり方について、市民ワークショップを開催したところでございます。令和3年度から計6回のワークショップを開催し、延べ98名の方に御参加いただきました。

ワークショップは、交通、買物、通院、子ども・子育て、施設、情報、ICT、災害、この3つのグループに分け、市民の方に話し合いをしていただき、新たな総合支

所についての御意見やアイデアをいただいたところでございます。

交通、買物、通院のグループでは、大田中央バス停、総合支所、買物、病院を周回する交通機関があると便利である。また、総合支所で小中学生の送迎バスなど、待てるようになると便利であるなどの意見が出ています。

次に、子ども・子育てのグループでは、子ども・子育てに特色のある複合施設となるよう親子で行ける図書館や、子どもが伸び伸びくつろげるスペースを確保するなどの意見が出されており、可能な限り、実施設計に反映しているところでございます。

次に、施設、情報、ICT、災害のグループでは、思いやり駐車場では、雨にぬれないようカーポートを設置する。また、ベンチをかまどベンチとし、災害時に利用できるようにする。さらに、多目的ホールは、多様な活動に利用するので、移動式ステージにするなどの意見が出され、これらについても可能な限り、実施設計に反映したところでございます。

また、ワークショップの終盤では、総合支所を建てた後の利用や活用、また、施設への市民の関わり方について意見が出されたところでございます。

次に、事業進捗Ⅱ、木材搬出、製材保管業務についてであります。

本施設の一部は木造となっており、その資材として、市内産のヒノキ、スギを活用し、経済と資材の市内循環を進めることとし、ヒノキについては資材の全部、また、スギについては、38%程度を市内産木材で賄うこととしています。

この業務は、令和4年度から令和6年度まで継続して進めることとしており、現在までの進捗については、まず、ヒノキから作業を進め、搬出についてはおおむね完了し、製材をしているところでございます。

スギについては、ヒノキが完了してからとなることから、これから製材が進むものと考えています。

それでは次に、施設の概要について説明します。お手元に、平面図のほう送信しております。

美東総合支所は、美東保健福祉センターを改修し、必要な機能を増築することとしています。

お手元の平面図を御覧ください。

図面の東側の道路、右手になりますが、改修部と増築部分が区分されています。

建物の北側、上側になりますが、現在の保健福祉センター部分で改修となります。会議室、研修室、調理室は、現在のままの機能とし、内装を改修することとしています。

また、執務室、倉庫サーバー室、道路は現在の多目的ホールを、また、建物の北側にある民間の3団体が利用する施設を、現在の保健福祉センターの執務室を改修することとしています。

次に、北側、木造の増築となり、図書館、多目的ホール、和室、多目的ルーム、市民サロンなど、市民の皆様の活動や憩いの場となるよう、ワークショップの意見や利用者、あるいは団体と打合せなどをし、利用しやすい施設のあるように設置をされています。

最後に、増築と新築を接続する新たな増築部分は、鉄筋コンクリート造りで、公民館、図書館の執務室や通路、サブエントランスで構成をされています。

また、改修部分のメインエントランスに隣接する南側に思いやり駐車場を設置、メインエントランスからサブエントランスまで雨除けを設置することで、思いやり駐車場の利用者は雨に濡れることなく、総合支所や図書館、多目的ホールに行けるように設計をされています。

最後に、今後のスケジュールについてでございます。現在送信しましたスケジュールで説明をさせていただきます。

これまで、実施設計業務、木材の搬出、製材保管業務を進めているところでございます。

来年度以降につきましては、緑色の部分になりますが、実施設計が完了した後、本体工事及び本体工事の管理に係る業者の選定、さらに本体工事を円滑に進めるため、早期に外構の先行工事に取りかかりたいと考えています。

また、完成予定を令和6年11月とし、令和7年1月から供用開始したいと考えているところでございます。

美東総合支所については以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 福田秋芳総合支所長。

○秋芳総合支所長（福田泰嗣君） 続きまして、秋芳総合支所庁舎等整備事業の進捗について御説明をいたします。

初めに、整備目的です。「みんなが頼りにできる暮らしの中心をつくる」と題し、

基本計画では、住民の皆様との協議を重ね、新たな拠点が備えるべき4つの要素を掲げております。

1つ、みんなが気軽に集まる世代を越えた居場所、2つ、みんなが様々な活動を展開する場所、3つ、みんなをつなぐ情報拠点、4つ、みんなの暮らしを支える場所、以上の4点でございます。

次に、整備概要については、施設のレイアウト等の変更を行ったものの、基本設計からの大きな変更はございません。

その他の欄を御覧ください。

主に、総合支所、公民館、図書館の複合施設とし、加えて、保健センター、子育て広場などの行政機能を備える一方で、住民が主役となる秋芳地域のコミュニティのよりどころとして整備を進めております。

続いて、事業の進捗状況1として、市民ワークショップの開催でございます。

令和3年度、4年度で、計6回の市民ワークショップを開催し、延べ111人の参加をいただきました。実施方法は、各会でテーマを決め、参加者を募り、自由参加により開催をしており、開催状況は表のとおりであります。

ワークショップ終了後は、その状況をワークショップだよりにまとめ、秋芳地域全戸に配布をし、また、ホームページにも掲載することで、周知の徹底と、より多くの方の意見の集約に努めてまいりました。たくさんの御意見、アイデアをいただいておりますが、その一部を次のページに紹介しております。

住民の居場所としては、誰もが気軽に行きたくなるような環境をはじめ、子育て世代の居場所づくり、公共交通による新たな人の流れの創出、災害時の避難所、イベントやマルシェ等の開催等に対する意見、アイデアが多く出されております。

とりわけ、施設を有意義に活用するため、住民の協力体制、主体的関わりが必要との考えから、その仕組みづくりの重要性の意見が上げられたことにつきましては、施設整備と併せ、今後はソフト面の議論も進めてまいりたいと考えております。

図書館部分では、ICT化を進める必要性や様々な世代が楽しめる場所、特に子育て世代の方、お子さんが声を出しても気兼ねがないような環境づくりや、ニーズに合った開館時間等の検討についての意見が出されております。今紹介しましたような意見、アイデアは、つながるというキーワードにより、一つ一つ丁寧にワークショップ等で議論し、施設への反映を試みております。

それでは平面図により、その一部を御紹介いたします。

今お送りしました別紙1の1を御覧ください。

建設場所は、現在解体を進めております秋芳体育館の跡地になります。

初めに、公共交通です。

あんもないと号の主要幹線、現在、平日往復7.5便をはじめ、通学通勤おすすめ線等の運行ルートが施設とつながります。あんもないと号は、図面の上、県道31号線を左から右に向かって進み、横断歩道手前から敷地内へ進入します。多目的ホールの前にバス停を設けており、乗降後は、県道を左側に進んでいきます。

施設の左側、エントランス広場の前には、ジオタクやタクシーの乗降場所が設けられます。また、県道沿いには防長交通のバス停がございます。施設は、エントランス広場から風除室がいわゆる正面玄関となります。

エントランスホールに入って右側には、住民の方が自由に集えるスペース、ふれあいロビーを設置しております。ATMやトイレもあり、中学生等のお迎えや公共交通などの待ち時間をゆっくりと過ごせる空間となっております。

ふれあいロビーの奥には図書スペースが広がっております。学習室や閲覧の場所も多く設けております。ふれあいロビーと図書スペースは、親子読書室でつながっております。この場所は、小さなお子様連れの家族が靴を脱いで、ゆっくりと気兼ねなく本に触れることができる場所となっておりますが、ふれあいロビーや図書スペースに訪れた方など、世代を超えた交流、つながりを促す場所でもあり、施設を象徴するスペースの1つとして育てていきたいと考えております。

施設の左側には執務室を設けております。

施設をL字に曲がりますと、研究室や会議室、授乳室、調理室等を配置しており、和室では、子育て広場が開設をされる予定でございます。

そして、この施設で最も象徴的な場所、外のホール、中庭ですが、これと多目的ホールでございます。

中庭では、お子様連れの家族をはじめ、住民の皆さんがゆっくりとくつろげる空間を設けております。マルシェやイベントを想定したレイアウトとなっており、キッチンカー2台が入るスペースもございます。中庭と多目的ホールとは広い開口部でつながり、施設全体を活用してイベントを開催することも可能でございます。

以上、一部の紹介ですが、利用者の発想により多様なつながりが想像できるよう、

レイアウトにも工夫を凝らしております。

それでは、最後、事業の進捗状況2、スケジュール管理でございます。

ただいまお送りしました資料を御覧くださいませ。

別紙2でございます。このスケジュールの下、毎月1回、関係機関による定例会を開催し、着実な進行に努めているところでございます。

さきに説明のありました、美東総合支所と同じスケジュールで進めてまいりますが、建設工事前に、水路擁壁改修の外構工事が新たに追加となりますこと、また、施設の供用開始以降は、令和7年度から現在の秋吉公民館等を解体し、駐車場等を整備することで、令和8年10月末の完成を目指しております。

この辺りを含めた平面図は、別紙1-2として提出しておりますので、これは、後ほど御覧いただけたらと思います。

説明は以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、御質疑などございませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 工事の完成、令和6年の10月だと思ってたんですが、供用開始は令和7年1月とさらに2か月延びておりますが、この辺の工事の延伸なんでしょう。遅れてるんじゃないんでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 福田支所長。

○秋芳総合支所長（福田泰嗣君） ただいまの山中委員の御質問にお答えいたします。

工事につきましては、スタートを少し遅らせております。それはですね、その下、スケジュールでいうところの先ほどちょっと触れましたが、外構工事というところがございます。

秋芳地域におきましては、隣接するところの溝がございまして、そこの擁壁を改修するという工事が新たに追加という工事になります。この土地は、その水路の奥に田んぼ、田がございまして、そちらの稲作の準備等もございまして、その辺の耕作者の方と協議をする中で、ある程度の時間、日程等を確保するという必要がありまして、若干それで工事のスタートを遅らせておりますけど、最終的な仕上がりといえますか、それは、期間をちょっと少し短縮をしておりますが、それで調整をしておりますので、遅れているという、遅れて進めるという認識はございません。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 令和3年3月の特別委員会のスケジュール表を見ますと、もう令和6年10月——11月から供用開始というふうになってたと思うんですけども、明らかに私は遅れてるんじゃないかと思いますが、その後変更の説明がありましたでしょうか。あまり、この特別委員会で、総合支所については議論しませんでしたので。

○委員長（秋枝秀稔君） 早田支所長。

○美東総合支所長（早田 忍君） 山中委員の御質問にお答えします。

一昨年3月に、特別委員会を開催しまして以来、こちらの特別委員会で、総合支所の進捗の説明のほうはしておりません。その中で、先ほど、秋芳の福田支所長のほうからも説明があったとおり、建設主体工事に当たっては、先行で、外構工事を先行でやらないと、本体工事ができないというような状況が判明しましたことから、当初の着工よりも、着手時期が少し遅れているというような状況になっているところがございます。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） それは、地域の方々にも、皆さん、連絡してあるんでしょうか。今、私は初めて聞いたんですけども、その周知徹底とかはされなくてもいいんですかね。ちょっとお尋ねします。

○委員長（秋枝秀稔君） 早田支所長。

○美東総合支所長（早田 忍君） 山中委員の御質問にお答えします。

ワークショップの中で、この辺の少し、先行工事が必要になるということは、少し説明をしているところがございますが、地域の方々については、供用開始時期については明確な説明をしておらないという状況でございます。

今後、供用開始着工については、周知徹底をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑ございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 私が最初にワークショップに行ったとき、参加したときに、設計見ましたら、2階がないから——2階建てでなくて、美東の場合は2階の建物

がないので、今美東センターは、いずれは解体っていうことなんで、2階がないから大丈夫かと言いましたら、美東の場合、大田川が控えて、水害も——想定外の水害もあると思うんですけれど、大丈夫かって言ったら、設計者の方が大丈夫だと、議会については、水害があるんじゃないかと言いましたら、議会は中2階だから大丈夫——中2階に置くっていうことで大丈夫だということでした。

それでまた避難場所ですね、ホールが少ないので、避難する場所が少ないんじゃないかと、また、市民の活動する場所が少ないんじゃないかと言いましたら、設計者の方が、今までの市民の活動を見た場合に、この広さで十分だということだったんですけれど、市民の方からよく聞くんですけれど、こうこうこういうことがありましたよって言いましたら、もう遅いんだということでしたけれど、本当にもう遅いんでしょうか。もう、2階がないことが一番心配なんですけれど、もう変更も何もできないんですか。

○委員長（秋枝秀稔君） 早田支所長。

○美東総合支所長（早田 忍君） 三好委員の御質問にお答えします。

現在の施設の平面図につきましては、ワークショップの中の話合いにより、皆さんの意見を取りまとめた結果、こういう施設になったものというふうに考えておりますことから、今後、大きな変更については考えておりません。

先ほど、こちらのほうが避難所になるということでございました。避難所につきましては、現在、多目的ホール、市民サロン、和室、さらに研修室や会議室などスペースを確保し、避難者の方の受入れについては十分確保できるものというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 私が一番心配するのは、水害——川が——大田川がありますよね。川上の——川上って皆さん分かりませんね。周りに川があるんですけれど、大丈夫かということです。

それと、もう1件ですけれど、私たち議員はワークショップ、最初は出てたんですけれど、最近はおブザーバーっていうか——おブザーバーっていうんですかね、そんな感じで参加できなかったんですけど、秋芳町の方は、そのグループに入って参加しておられましたけれど、この違いって何でしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 早田支所長。

○美東総合支所長（早田 忍君） 三好委員の洪水についての質問にお答えします。

現在の美東保健福祉センターにつきましては、ハザードマップで50センチ未満床下浸水区域ということになっております。それにつきましては——というふうになっております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 美東の場合、森林組合とか入ってるんですけど、以前に何か、これは別に悪いというわけではありませんが、家賃っていうんですか、使用料っていうんですか、それなどはどうなってるんですか。

○委員長（秋枝秀稔君） 早田支所長。

○美東総合支所長（早田 忍君） 三好委員の御質問にお答えします。

使用料につきましては、今後、建築費が確定しましたら、建築費に基づき算定を
してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑ございませんか。委員長がちょっとお聞きいたしますけど、工事が、全体的に総合支所は遅れておると思うんですけど、なぜ4月着工——入札できないんですか。6月から入札になっておりますけど、それを4月に何でできないかという。早田支所長。

○美東総合支所長（早田 忍君） 秋枝委員長の御質問にお答えします。

まず、実施設計の業務が4月末日までというふうになっております。それから、入札の期間を設けることとなりますので、着工につきましては、11月頃になろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、3番目のその他でございますけど、何かございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君）　ないようでしたら、本日の特別委員会を閉会いたします。
今後の特別委員会の日程につきましては、副委員長と協議の上、改めて御連絡いたします。本日はお疲れさまでした。

午後 2 時33分開会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年1月11日

新庁舎等建設特別委員会委員長